



# 広報ぬまた

## お知らせ版

令和7年12月11日発行 第1195号 (1/2)

発行: 沼田町役場 編集: 総務財政課広報情報グループ 電話: 0164-35-2111  
ホームページ: <https://www.town.numata.hokkaido.jp> メール: soumu@town.numata.lg.jp

### 沼田町議会からのお知らせ

令和7年第4回定例会が12月16日(火)から開催されますので是非傍聴にお越しください。なお、定例会はYouTube(ユーチューブ)によるライブ配信を行いますので、来場することが困難な方は是非「北海道沼田町議会」で検索してご覧ください。

また、本定例会の一般質問は16日、午後1時からを予定しており、詳細は後日、町ホームページ及び新聞折込チラシにてお知らせいたします。

■お問合せ 議会事務局 ☎ 35-2117

### 歳末特別警戒(強化期間)が始まります

年末年始の繁忙に加え、火気を使用する機会が多くなります。火災やその他の災害の発生を防ぎ、住民生活の安全確保のため歳末特別警戒を実施します。

#### ■実施期間

(1) 警戒期間 令和7年12月 1日(月)～24日(水)まで

(2) 強化期間 令和7年12月25日(木)～31日(水)まで

#### ■重点項目

(1) 火災予防広報及び人命安全対策の普及

(2) 消防隊の出動体制の強化

(3) 消防機械器具の整備点検及び消防水利の確保

沼田支署・沼田消防団で強化期間中、次の活動を実施しますので、皆様のご協力をお願いいたします。

①消防団員による夜間詰所勤務

12月25日(木)～30日(火) 午後7時～午後8時30分

②消防団員による夜間警戒パトロール

沼田町全域を車両巡回

■お問合せ 深川地区消防組合沼田支署予防係 ☎ 35-2050

年末年始の各施設の開館について														
	令和7年12月							令和8年1月						
	27(土)	28(日)	29(月)	30(火)	31(水)	1(木)	2(金)	3(土)	4(日)	5(月)	6(火)	7(水)		
役場			8:45 ～17:15	8:45 ～12:15									8:45 ～17:15	8:45 ～17:15
※役場の業務については休日中、日直(警備員)が対応致します。 緊急等必要に応じ、職員が対応致します。														
ゆめっくる	9:00 ～17:00	9:00 ～17:00	9:00 ～21:00										9:00 ～17:00	9:00 ～17:00
図書館	9:30 ～17:00	9:30 ～17:00	10:30 ～18:30										10:30 ～18:30	10:30 ～18:30
町民会館	9:00 ～21:00	9:00 ～21:00											9:00 ～21:00	9:00 ～21:00
町民体育館	9:00 ～21:00	9:00 ～21:00											9:00 ～21:00	9:00 ～21:00
ASHIMOI KANKO 高穂 スキー場	10:00 ～16:00	10:00 ～16:00	10:00 ～21:00	10:00 ～21:00	10:00 ～15:00					10:00 ～16:00	10:00 ～16:00	10:00 ～21:00	10:00 ～21:00	10:00 ～21:00
暮らしの あんしん センター	9:00 ～17:00	9:00 ～17:00	8:30 ～20:00	8:30 ～17:00						9:00 ～17:00	8:30 ～17:00	8:30 ～20:00	8:30 ～20:00	8:30 ～20:00
トレーニング グルーム	9:00 ～17:00	9:00 ～17:00	8:30 ～20:00	9:00 ～17:00						9:00 ～17:00	8:30 ～17:00	8:30 ～20:00	8:30 ～20:00	8:30 ～20:00
なかみち カフェ	11:00 ～15:00		10:00 ～16:00	10:00 ～13:00									10:00 ～16:00	10:00 ～16:00
[受付] 8:30～11:30 / 13:15～16:15														
沼田厚生 クリニック	○	○	○								○	○	○	
乗合 タクシー	○	○	○	○					○	○	○	○	○	
◆幌新線														
町営バス	1,2,3 便運休	1,2,3 便運休	1,2,3 便運休	1,2,3 便運休	1,2,3 便運休			1,2,3, 7,8便 運休	1,2,3, 7,8便 運休	1,2,3 便運休	1,2,3 便運休	1,2,3 便運休	1,2,3 便運休	
◆東予線														
ゴミ 処理場														
◆北空知衛生センター(深川市) 電話 23-3584 9:00～17:00														



## 冬休みが始まります。町民・保護者の皆様へお願い

沼田町教育委員会及び沼田町生徒指導委員会から子どもたちの健やかな成長を願い、楽しく充実した冬休みを過ごすため、町民皆さんの温かいサポートをお願いします。

	冬休み期間	外出時間	
認定こども園 (1号認定)	12月20日(土) から 1月13日(火)	午後4時まで	・暗くなる前に自宅に帰りましょう ・左記の時間以降は原則、保護者同伴をお願いします。
沼田学園	小学校 中学校	午後6時まで	
		学園閉庁日：12月29日(月)～1月3日(土) この期間の小・中学校の緊急連絡先は教育委員会 ☎35-2132	

### ■冬型の事故防止

雪も多く、見通しが悪くなります。交通事故や落雪事故などに遭わないように子ども達の命を守るために、ご家庭や地域の皆さんで声掛け、見守りをお願いします。

### ■スマホ・ゲーム

SNSのトラブルや事件が増加しています。スマホの使い過ぎによる身体的、精神面での影響も指摘されています。ご家庭で子ども達とスマホやゲームについて話し合う機会を持ちましょう。

### ■健康管理

健康状態を把握することが重要です。「手洗いの励行」等の感染予防及び免疫力を高めるため「十分な睡眠」「適度な運動」「バランスの取れた食事」を心がけるようお願いします。

### ■あいさつ運動

家族、友人、身近な人、地域の皆さんと「笑顔で気持ちよくあいさつを交わす」ことができる沼田っ子を目指しています。ご協力をお願いします。

### ■お問合せ 沼田町教育委員会学務グループ ☎35-2132

## 小中学校冬季休業中の町営バス運行について

小中学校の冬季休業中（令和7年12月20日～令和8年1月13日）の町営バス運行について、以下のとおりお知らせいたします。

■幌新線 12月20日～31日 → 上下線4・5・6・7・8便は運行  
1月 2日～ 3日 → 上下線4・5・6便は運行  
1月 4日～13日 → 上下線4・5・6・7・8便は運行  
※土日祝日及び学校休校日の上下線2・3便は運休  
※1月1日は全便運休、1月2日・3日の2・3便、7・8便は運休  
※上下線1便は当面の間運休

■東予線 全便運休（1月14日から運行します）

※学校休校日・土日祝日は全便運休

■お問合せ 建設課管理グループ ☎35-2116

## 沼田町子育て世帯冬季暖房経費助成について

18歳以下（平成19年4月2日以降に出生した方）のお子様を養育している家庭に対し、冬期間の暖房経費の一部を助成しています。

### ■対象者

12月1日現在において、沼田町住民基本台帳に登録されている18歳以下（平成19年4月2日以降に出生した方）の子どもを養育している保護者。

※商品券の交付前に沼田町外に転出した場合や、公共料金等を滞納し計画的に滞納額の解消がなされない方は、助成の対象者となりません。

### ■助成額 支給対象者1世帯につき10,000円分の電子商品券を支給します。

### ■申請方法

助成対象者には、12月上旬に申請書等を送付しておりますので、役場保健福祉課にご提出ください。内容を審査した後、速やかに商品券を交付します。

### ■助成方法

沼田町子育て世帯冬季暖房経費助成申請書兼公共料金納入状況閲覧同意書と、申請者とお子様のマイナンバーカード等（身分を証明できる者）の確認をした後、その内容を審査し、その場で支給します。

### ■申請期間 令和8年3月31日(火)まで（交付については、申請後、その都度交付いたします。）

■申請先・お問合せ ☎078-2202 沼田町南一条3丁目6番53号  
保健福祉課福祉グループ ☎35-2120

## 高齢者世帯の除雪費の助成について

冬期間の除雪作業を自力で行うことが困難な高齢者世帯に対し、除雪業者等への作業委託費用の一部を助成します。

■除雪範囲 ①居住する家屋の玄関前及び玄関から道路までの生活道路の除雪  
②家屋の屋根及び窓の除雪

※住宅に隣接している車庫や物置の屋根雪降ろし・窓すかしも対象になります。  
委託業者へ支払った額の2分の1を下記上限額まで助成します。

上記①・②それぞれ1シーズンの助成限度額は下記のようになります。  
①→23,000円 ②→21,000円

※1シーズンとは原則12月1日から3月31日までとします。

■申請期間 令和7年11月4日(火)～令和7年3月13日(金)まで

以下の要件を満たす方は、委託業者との契約書及び領収書（領収書は後日代金支払い後でも可です）、印鑑と振込口座名義の預金通帳を持参の上、役場保健福祉課で申請してください。

■対象世帯 町民税非課税世帯又は町民税均等割のみ課税世帯（生活保護世帯を除く）で、次のいずれかに該当する世帯です。

※12月1日（基準日）現在、町内に住所を有し、現に居住している世帯

①世帯主が70歳以上、同居の親族が65歳以上の世帯員で構成されている実世帯  
②70歳以上の単身者世帯

③世帯全員が65歳以上で、世帯員のうち、身体障がい者手帳（1級もしくは2級、又は肢体不自由の下肢もしくは体幹に該当）を所持、又は要介護認定（要介護1～5）を受けている方がいる世帯

④世帯全員が65歳以上で病弱なため除雪が困難と認められる世帯

※年齢要件は、令和8年3月31日現在の年齢とします。

■お問合せ 保健福祉課福祉グループ ☎35-2120



令和7年12月11日発行 第1195号 (2/2)

発行:沼田町役場 編集:総務財政課広報情報グループ 電話:0164-35-2111  
ホームページ: <https://www.town.numata.hokkaido.jp> メール: [soumu@town.numata.lg.jp](mailto:soumu@town.numata.lg.jp)

## オンラインでの確定申告について (マイナンバーカードの暗証番号と更新手続きをお忘れなく)

オンラインでの確定申告 (e-Tax) には、マイナンバーカードとカードの交付時にご本人で設定していただいた署名用電子証明書 (大文字の英数字 6 ~ 16 文字) と利用者証明用電子証明書 (数字 4 行) の暗証番号が必要となりますのでご確認ください。

また、マイナンバーカードの更新手続きをされていない場合、オンラインでの確定申告をすることができないので、役場住民生活課窓口で更新手続きをしていただきますようお願いいたします。

■お問合せ 住民生活課窓口グループ ☎ 35-2115

## 「人権心配ごと相談所」を開設します

生活をする中で、困りごとや心配なことがあっても「どこに相談したらよいかわからない」または「相談とまではいかないが、少し話を聞いてほしい」という時のために、皆さんに安心して利用できる機会として「人権心配ごと相談所」を開設いたします。秘密は厳守しますので、一人で悩まずにご相談ください。

■日 時 令和7年12月25日 (木) 午後1時~午後3時

■場 所 暮らしの安心センター 相談室

■相 談 員 人権擁護委員・民生委員

■そ の 他 当日は電話相談、匿名でも受付ます (☎ 35-2055)。

■お問合せ 保健福祉課福祉グループ ☎ 35-2120

沼田町の定住奨励制度や暮らしの情報が満載です。  
ぜひ一度移住定住情報公式サイトを訪問してみて下さい。  
**移住定住情報公式サイト** <https://teiju.com/>  
■お問合せ 住民生活課移住定住応援室 ☎ 35-2115



## 冬の道路を快適にしましょう！

### 1. 道路に雪を出さないでください！

道路に雪を押し出すことにより、交通渋滞し直接交通事故の原因になることがあります。場合によっては道路交通法違反となることがあります。また、大型機械等で道路わきに雪を積み上げないようご協力ください。

### 2. 道路敷地に物を放置しないでください！

除雪車も一般車両も雪の下の物は見えにくく、事故につながる恐れがありますので、道路敷地に物を放置しないようご協力ください。

ごみ等は指定場所に出してください。また収集日以外の日は出さないようにしましょう。

### 3. 除雪作業車は危険ですから近寄らないでください！

除雪車は作業のため前進後退が繰り返されることが多いと共に、雪煙等で視界が悪く、事故につながる恐れがありますので、絶対に近寄らないでください。また、道路のセンターライン付近を除雪する際に、センターラインを越えて作業する場合がありますので、ご注意ください。

### 4. 除雪作業に支障になる駐車はしないでください！

夜間に路上駐車されると作業能率を低下させるばかりでなく、その路線の除雪が不可能となります。場合によっては放置物件として強制撤去し、また状況によっては道路交通法違反となる場合があります。

### 5. 雨水栓及びマンホールに雪の投入はしないでください！

道路側溝の雨水栓やマンホールを開けて雪を投入する事は、人が落ちる危険性や交通事故にもつながる危険な行為です。蓋をあけての雪の投入は絶対やめましょう。

### 6. 路上でのスキー、そり遊びはさせないでください！

道路や道路際の雪山でスキーやそり遊びをする事は、事故を誘発する原因となります。そのような行為を見かけたときには、みんなで注意し事故の防止に努めましょう。

### 7. 異常気象のときは車を使用しないようご協力ください！

近年、大雪や猛吹雪等の異常気象で交通障害に見舞われることが多くなっています。通行不能で路上に置いた車が支障となり除雪できない区間が出て町民生活にも支障がでてきます。気象情報に注意し豪雪、暴風雪の日はできるだけ車を使用しないようにしましょう。

### 8. 間口除雪を業者委託されている方へお願いします！

個人宅の間口除雪をした雪を私有地（空地）や公共用地へ無断で搬入することは、近隣トラブルの原因となりますので、必ず土地の所有者や管理者に許可を得てから搬入するようお願いいたします。

### 9. 道路沿線に農地等の土地を所有している方へお願い！

郊外の道路では道路幅員や視認性を確保するため、路肩に溜まった雪を路外に投雪する拡幅除雪を行っています。道路確保のため敷地内で処理しきれない箇所については沿道の民有地に投雪させていただく場合がありますので、所有者等の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

■お問合せ 建設課技術グループ ☎ 35-2116

## 固定資産税に関する家屋（住宅・納屋・車庫等）の届出について

次のような場合は、忘れずに住民生活課税務グループまで届け出をしてください。

届出の対象は、住宅のほか車庫や物置、格納庫、納屋など建物全般です。

①建物を新築中または増築中の場合 → ご連絡下さい。建物の評価に伺います。

②建物を取り壊したとき → 家屋滅失の届出が必要です。

③建物の所有者が変わったとき → 所有者変更の届出が必要です。

（②と③については、登記をされた方は不要です。）

■お問合せ 住民生活課税務グループ ☎ 35-2115

## 令和7年度自衛官募集案内について

### ■自衛官候補生

受験資格 日本国籍を有し、採用予定月の1日現在18歳以上33歳未満の男女

受付期間 年間を通じて、受付を行っております

試験期日 1月18日（日）～1月19日（月）のうちいずれか1日

試験会場 陸上自衛隊旭川駐屯地（旭川市春光町）

■お問合せ 自衛隊旭川地方協力本部 旭川地区隊 ☎ 0166-55-0100

総務財政課広報情報グループ ☎ 35-2111



## 拉致に関する情報提供のお願い

政府は毎年12月10日から16日までの期間を、「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定め、拉致問題について広報活動を実施しています。

拉致問題の解決を始めとする、北朝鮮による人権侵害問題への関心と認識を深めていくことが大切です。

拉致に関する情報をお持ちの方は、どんな些細なことでも構いませんので、深川警察署まで連絡をお願いいたします。

■お問合せ 深川警察署 ☎ 23-0110

出張・通院・お出かけの「きっぷ」は、

JR石狩沼田駅でお買い求めください。

旭川⇒深川・札幌⇒深川のSきっぷ等を発売しております。

【営業時間】 土日祝日を除く7:20～17:00

※ 列車の発車する時間帯以外は不在の場合があります。



## 日曜・祝日当番医のお知らせ

### ◆12月14日（日）

内科・外科系…深川市立病院（深川第一病院 小松英樹）

☎ 22-1101

歯 科 系…コスマデンタルクリニック（滝川市）

☎ 0125-23-3630

### ◆12月21日（日）

内科・外科系…深川市立病院

☎ 22-1101

歯 科 系…しらかば歯科（新十津川町）

☎ 0125-76-4181

### ◆12月28日（日）

内科・外科系…深川市立病院

☎ 22-1101

歯 科 系…伊藤歯科医院（砂川市）

☎ 0125-52-2222

## 12月11日から12月28日までの行事予定

日 付	行 事 名	時 間	場 所
12月12日（金）	元気100倍！教室	10:00～	ふれあい
13日（土）	こどものひろば	10:00～	子育て交流広場「えがお」
14日（日）	生きがい講座「クリスマスクッキング」	10:30～	暮らしの安心センター
16日（火）	第4回定例会	10:00～	役場議場
	旭町サロン	10:00～	旭町コミセン
17日（水）	月例行政相談所	9:30～	暮らしの安心センター
22日（月）	脳トレ教室	10:00～	ふれあい
23日（火）	緑町サロン	10:00～	緑町コミセン